

春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の<u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合</u>は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。</u>）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、<u>年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の<u>年7.25パーセントの割合</u>は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(延滞金に関する経過措置)
- 改正後の春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。